

(別紙)「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針(案)」に関するパブリックコメント手続で提出された意見の概要と市の考え方

※ご意見は可能な限り原文を尊重して公表させていただいておりますが、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約して掲載させていただいております。
 ※ページ数及び段落数等はパブリックコメント実施時のものです。

| No. | 項目 | ページ | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
|-----|------------------|--------|---|--|----|
| 1 | 第1章(1) | 1 | 【用語の解説】「障害者総合支援法」の注釈、または別掲での用語の正式名称の付記を検討してください。「障害者総合支援法」は正式名称ではないため、正式名称の付記が必要であると考えます。 | ご意見のとおり用語解説を巻末に掲載します。 | ○ |
| 2 | 第1章(1) | 1 | 2段落目に「オリンピック・パラリンピックの開催を契機として(略)すべての障害者に対する市民の意識を変え(略)」とあるが、そもそもパラリンピックを契機とする必要性はあるのか。 また、契機にするなら、誰が、いつ、いくらで、何をどうするのか。効果はどう測定して、どう生かしていくのか。 | 本市においては、これまでも共生社会の実現に向けて、各種イベントを実施するなど啓発活動を行っていますが、より多くの市民の方々が興味を持つオリンピック・パラリンピック開催を絶好の機会と捉え、より理解を深めて参りたいと考えております。 今後、具体的な事業については、障害者計画等の策定に合わせ検討する予定です。また、課題への対応に係る行程イメージは、第5章の各ページに記載しております。 | — |
| 3 | 第1章(1) | 1 | 【用語の解説】「インクルーシブ」の注釈、または、別掲での用語の意味の付記を検討してください。一般的に十分に理解・浸透している言葉ではないため、市民や障害者本人とその家族が理解しやすいよう、注釈や言葉の説明が必要であると考えます。 | ご意見のとおり用語解説を巻末に掲載します。 | ○ |
| 4 | 第1章(1) | 1 | 4段落目3行目に「各家庭の介護力が低下(略)社会で障害者を支えていく(略)」とあるが、救済を必要としている者がいる一方で、例えば熟年未婚の一人者など自ら進んで状況を招致した者もいるため、そのような方には自助努力を促す記載をすべき。 | 第5章(4)の「対応方針」において、「生活支援について、自助、公助、共助、それぞれの観点から支援策を検討します」と記載しており、障害者本人による自助努力についても求めていくこととしますが、自助努力は本人の生活能力や状況を踏まえ、個別に促すものであり、その発生要因で一律に求めていくものではないと考えております。 | — |
| 5 | 第1章(1) | 1 | 下から2行目に「同じ上位方針である「千葉市中長期的な高齢者施策の指針」と十分に連携します。」とあるが、「千葉市中長期的な高齢者施策の指針」で論点や方向性について明らかなのは譲り、それ以外に特化していくこととしてはいかがか。(例えば、○は「千葉市中長期的な高齢者施策の指針」を参照というように記載してはどうか。) | 本指針は、より支援が必要な障害者への対応など、未だ行き届いていない事案への対応に、本市の障害福祉施策の重点を置いて取り組んでいくことを示すものです。 なお、高齢者施策と重複する地域包括支援センター等との連携などにおいて、今後の障害者計画等の策定において十分留意して参ります。 | — |
| 6 | 第1章(1) | 1 | 【表記の変更】「(略)本市が独自に推進すべき「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を策定することとします。」 本指針とは異なる別な指針を策定するものと混合する恐れがあるため、表記の変更が必要であると考えます。 | ご意見のとおり、「本市が独自に推進すべき「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を策定することとします。」に修正します。 | ○ |
| 7 | 第1章(2) | 1 | 【表記の変更】「(略)3年ごとに策定する障害者計画等をはじめ、関連する個別計画の『上位方針』として位置づけます。」 策定する主体、位置づける主体が変わってしまうため、表記の変更が必要であると考えます。 | ご意見のとおり「(略)3年ごとに策定する障害者計画等をはじめ、関連する個別計画の『上位方針』として位置づけます。」に修正します。 | ○ |
| 8 | 第1章(2) | 2 | ①イ、ウ【表記を修正】本指針案文中のグラフ横軸を「平成〇〇年度」に表記を統一するよう検討してください。 昨今、西暦で下2桁を明記して2017年度を「17年度」等と表記するケースが多いため、本指針のような中長期にわたる文書での表現は、表記を極力統一する必要があると考えます。 | ご意見を踏まえ、本指針の年度表記を「平成〇〇年度」に統一します。 | ○ |
| 9 | 第2章(1) 第2章(2) | 4 5 | 第2章(1)①、(2)①、②(一部)、③には高齢者が内数で入っていると思われるが、資料として意義が向上すると思われるため、高齢者人数もお示しいただきたい。 | 第2章(1)①、(2)①、②、③について、これまで年齢別の統計を作成していないため、推計を算出しておりません。なお、今後、障害者の高齢化に係る事業の検討にあたっては、必要なデータを示すことを検討して参ります。 | — |
| 10 | 第2章(1) | 4 | 図表②【グラフを修正】数字表での表記を円グラフまたは、棒グラフに変更するよう、表現の変更を検討してください。 第1章(1)概要の母数に示す高齢者の割合を効果的に訴えるのであれば、円グラフ、または棒グラフで母数に対する割合の高さを示した方が有効と思われるため、表現の変更が必要であると考えます。 | (1)の図表②については、数値の表記でも主な介護者が60歳以上の割合が理解できると考えておりますので、ご理解願います。 | — |
| 11 | 第2章(1) | 4 | 図表③【グラフを追加】平成16年度～平成27年度の千葉市の18歳以下の人口に6.5%の係数を反映し、棒グラフで明示することを検討してください。 第1章(1)では、いわゆる18歳以下の障害に区分される対象者の増加について触れていることを鑑みると、年度別の増減を示すグラフが趣旨に沿ったデータとして有効と思われます。なお、本図表に示された推計は、千葉市のどの時点のデータに文部科学省調査の係数を反映したものか不明なため、注釈が必要であると考えます。 | (1)の図表③は年齢別人口(18歳未満)に係数(6.5%)を乗じた表となっております。 そのため、平成16年度～平成27年度の千葉市の18歳以下の人口に6.5%の係数を反映し、棒グラフで作成したとしても、18歳未満人口の将来推計と同様のグラフ構成になるため、棒グラフの明示は予定しておりません。 なお、本市の児童数の推計は、平成28年3月31日現在の住民基本台帳人口を基に推計したものであり、ご意見を踏まえ、その旨を付記します。 | ○ |
| 12 | 第2章(2) | 5 | 図表①【用語の解説】図表にある「区分1」～「区分6」の注釈、または、別掲での各区分の内容付記を検討してください。市民や障害者本人とその家族が理解しやすいよう、注釈や言葉の説明が必要であると考えます。 | ご意見のとおり用語解説を最後のページに掲載します。 | ○ |
| 13 | 第2章(2) | 5 | 区分5～6の数の増え方には驚きます。65歳以上の障害者のうち加齢を伴うような疾患からの障害手帳取得者をどのように考えていくべきか検討する必要があると考えますがいかがでしょうか。主たる介護者が70歳を超えているような親の高齢化は喫緊の課題に感じます。 | 高齢者施策と連携しながら、個別事業の検討において対応して参ります。 | — |

| No. | 項目 | ページ | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
|-----|--------|------|--|---|----|
| 14 | 第2章(3) | 7,8 | 図表①②③④【図表の修正】図表の単位の付記を統一、「平成」、「H」の表記の統一をしてください。 本指針策定後は、多くの市民、障害者及びその家族が目にするため、極力図表の統一をした方がよいと考えます。 | ご意見を踏まえ、すべての図表に単位を付記します。 また、年号は「平成」に統一します。 | ○ |
| 15 | 第2章(4) | 9,10 | 図表①②【図表の修正】図表の単位の付記を統一、「年度」、「年」の表記の統一、「平成」、「H」の表記の統一をしてください。 棒グラフに枠をつけ、白黒印刷でも見分けやすいよう工夫してください。 本指針策定後は、多くの市民、障害者及びその家族が目にするため、極力図表の統一をした方がよいと考えます。 | ご意見を踏まえ、すべての図表に単位を付記します。 なお、年号は「平成」に統一し、「年度」および「年」の区別を明記します。 また、棒グラフに枠をつけます。 | ○ |
| 16 | 第2章(4) | 9,10 | 第2章(4)①②について、高齢者人数もお示しいただきたい。推計発生率について、低位推計、高位推計は想定されないのか。 | 図表①②については、これまで高齢者数の統計を作成していない障害種別があるため、推計を算出しておりません。なお、今後、障害者の高齢化に係る事業の検討にあたっては、必要なデータを示すことを検討して参ります。 また、これまでの将来推計にあたっては、過去の実績を基に行っており、低位推計、高位推計は行っておりません。 | — |
| 17 | 第2章(4) | 10 | ②表中について、心身障害者福祉手当等があるが、必要性はあるのか。 | 主な障害福祉関係事業費として、経済的支援である手当についても大きなウエイトを占めているため、掲載したところで | — |
| 18 | 第3章(1) | 11 | 基本的に、地域包括ケアが生涯かつ継続して支援する仕組みでいいとも思われるが、例えば若年障害者の全員に継続的に報酬を払う必要があるのか。特定の類型のみでも必要十分ではないか。「一人ひとりに寄り添う」理念的には理解できるが、一定の障害の方が対象ではないか。 | 障害者一人ひとりに寄り添う相談体制の整備にあたっては、ライフステージに応じて継続的な支援が必要であること、意思表示がむずかしい重度の障害者への更なる支援が必要であることなど、これまでの取組みでは行き届いていないことが課題であると認識しています。そのため、様々な世帯状況に応じた相談体制が必要と考えております。 | — |
| 19 | 第3章(1) | 11 | 保護者の高齢化に伴い、本人のみでなく保護者のケアも必要になることが増えてきます。保護者の意識が低く心配なケースもあるとのこと。事業所からの情報提供、市からの啓発を進めてほしい。 | 高齢者施策との連携として、地域包括支援センター等と十分に連携を図るなど、個別事業の検討において対応して参ります。 | — |
| 20 | 第3章(2) | 11 | 【表記の変更】「重度または特別な配慮を必要とする障害のある方へのサービス提供体制の整備」 「若しくは」の用法が間違っています。表記の変更が必要だと考えます。 | 結合される用語が並列ではないため、「若しくは」を使用しております。 | — |
| 21 | 第3章(2) | 11 | 【用語の解説】「二次障害」の注釈、または、別掲での用語の正式名称の付記を検討してください。一般的に十分に理解・浸透している言葉ではないと考えます。市民や障害者本人およびその家族が理解しやすいよう、注釈や言葉の説明が必要であると考えます。 | ご意見のとおり用語解説を巻末に掲載します。 | ○ |
| 22 | 第3章(3) | 11 | 【用語の解説】「障害者差別解消法」の注釈、または、別掲での用語の正式名称の付記を検討してください。「障害者差別解消法」は正式名称ではないため、正式名称の付記が必要であると考えます。 | ご意見のとおり用語解説を巻末に掲載します。 | ○ |
| 23 | 第3章(4) | 12 | 事業費の増大について、高齢化の進行に伴うものの定義を明確にし、高齢者施策で取扱う方策とそれを峻別してはどうか。 | 障害者が高齢者になった場合に、一律に障害福祉施策の利用について除外することは望ましくないと考えております。今後、必要に応じて検討して参ります。 | — |
| 24 | 第3章(4) | 12 | 1行目に「障害福祉サービスが充実し、地域での生活の継続が可能な方々が徐々に増えていますが、(略)事業費が増大して(略)」とあるが、地域で生活しないと施設となるが、明白にコストが高むのではないか。 | 障害者が地域生活を持続するためのサービスが充実したことにより、費用が増大していることを示しており、今後も障害者が地域で生活できるよう、様々な検討をしなければならぬと考えています。 | — |
| 25 | 第3章(4) | 12 | 【表記の変更】「そのため、事業本来の目的に沿って適正に給付されているかの確認等を通じた、既存事業の見直しや改善を行い、(略)」 後頁にその趣旨が表記されていますが、当該部分のみの表現では、諸制度の「改廃を検討」する印象を受けるため、前後に文章を補い、第5章(8)で表記する趣旨を反映させたほうが分かりやすいと考えます。 | 課題においては端的に必要性を示し、後頁の対応方針において具体的な取組みについて示しています。 | — |
| 26 | 第4章(1) | 13 | 中長期指針として掲げるに大いに値する、とても良い理念に賛同します。 | — | — |
| 27 | 第4章(1) | 13 | 【表記の変更】4段落目「もとより、障害によって負ったハンディキャップそのものを無くすことはできません。」 「そもそも」は、前段で述べたことを否定的にとらえるニュアンスが含まれます。前段落には、例示により分かりやすい事例があるため、「もとより」の方が表現として適切であると考えます。 | ご意見のとおり「もとより、障害によって負ったハンディキャップそのものを無くすことはできません。」に修正します。 | ○ |

| No. | 項目 | ページ | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
|-----|------------------|-------|---|--|----|
| 28 | 第4章(1) | 13 | 【表記の変更】5段落目「本市が目指す社会は、障害者が全ての面において、(略)」 案文は、日本語として用法に違和感のある表現のため、表記の変更が必要であると考えます。 | ご意見のとおり「本市が目指す社会は」に修正します。 | ○ |
| 29 | 第4章(1) | 13 | 【表記の変更】7段落目「なお、その際、保証されるべき選択肢は、決して特別なものではありません。」 慣用句の表現として、「決して～ない。」の用法が正しく、音読した際も聞き取りやすいと考えます。 | ご意見のとおり「なお、その際、保証されるべき選択肢は、決して特別なものではありません。」に修正します。 | ○ |
| 30 | 第4章(3) | 14 | 【表記を変更】「市の役割」⇒「市が特に取り組むべき事項と役割」 表題と文中趣旨を合わせた方が良いと思います。 | ご意見のとおり「(3)市が特に取り組むべき事項と役割」に修正します。 | ○ |
| 31 | 第4章(3) | 15 | ①は単に効果的ではなく財源を有効活用する視点から「効果・効率的」としてはいかが。 | 新たな事業の検討にあたり、効率性が必要な場合、その観点も視野に入れて検討して参ります。 | — |
| 32 | 第4章(3) | 15 | ①【表記を変更】「(略)現状を把握し、積極的な情報収集と提供に努める。」 単に「現状を把握する」ことに留まらず、国の他の地方自治体の先進的なモデル事例や国の障害福祉政策の動向や予算配分傾向を把握し、情報収集する役割を強く期待します。 | ご意見のとおり「①(略)また、現状を把握し、積極的な情報収集と提供に努める。」に修正します。 | ○ |
| 33 | 第4章(3) | 15 | ②は法的に「適正に」ではなく、「適切に」とする可能性はないか。ここで対象となるのは、法の実現のみならず、そのときの法益を超える利益の実現を目指していると解釈したため。 | 法定の制度であるため、法の枠組みに合致するよう、適正に実施する必要があると考えています。 | — |
| 34 | 第4章(3) | 15 | ③【表記を変更】「(略)国、県等への提案を行う。」 前述の文中に「国制度や県制度」と列挙して明記していることに加え、足元の医療・福祉事業においては、千葉県立の関係機関と連携していることが多い為、「等」で括弧に明記することが必要だと考えます。 | ご意見のとおり「③ ②で把握された課題について、本市独自の対応策を検討するとともに、国、県等への提案を行う。」に修正します。 | ○ |
| 35 | 第4章(3) | 15 | ⑤【表記を変更】「(略)できる限り多くの市民、障害者本人およびその家族等に周知するとともに、関係団体、関係機関等と共有する。」 前述の第3章(3)及び第4章(1)で社会全体での理解や協力を掲げているため、特に取り組むべきは、市民、障害者本人及びその家族等を優先して表記した方がよいと考えます。「市民、障害者本人及びその家族等」を明記するとともに、関係団体、関係機関よりも前に記述する必要があると考えます。 | ご意見のとおり「⑤ 本市における障害福祉の方向性について、できる限り多くの市民、障害者本人及びその家族等に周知するとともに、関係団体、関係機関等と共有する。」に修正します。 | ○ |
| 36 | 第5章(1) | 16 | 育てにくい子への虐待がされることも多いと聞きます。子どもだけでなく保護者も知的・精神障害があるケースもある場合があるので、保健福祉センターや、児童相談所での適切な対応ができるようにしてほしい。 | 個別事業に係る課題については、随時、検討して参ります。 | — |
| 37 | 第5章(1) 第5章(7) | 16,27 | 発達障害児のグレーゾーンの子どもの理解不足が、福祉施設(子どもルーム、保育所)でも小中学校で当事者親子が苦しんでいる要因になっているケースが多くあります。巡回指導の充実をお願いします。 | 本指針において、ボーダーラインにいる障害者に対するフォローアップを行う仕組みの創出することについて示しています。 なお、巡回指導の充実など具体的な事業については、障害者計画等の策定に合わせ検討する予定です。 | — |
| 38 | 第5章(2) | 18 | 障害者総合支援法施行以来3年間で過ぎようとしていますが、未だに福祉サービス事業者については相談支援事業が十分に開始されておりません。相談機関同士の連携並びに事業所同士の機能強化の一環として、サービス事業者も相談機関の一員として位置付けるよう提言します。 | 相談支援体制の課題に係るご意見として承ります。 | — |
| 39 | 第5章(2) | 18 | 強度行動障害の特性に鑑み相談先の役割の明確化とその案内などの検討をお願いします。 | 個別事業に係る課題については、随時、検討して参ります。 | — |
| 40 | 第5章(2) | 18,19 | 拠点支援事業と相談支援体制についてですが、相談支援体制についてはジェネラリストを育て、身近な相談支援をもつことも重要に思いますが、一方、触法や行動障害、難病等医ケアなど専門性が必要なスペシャリストも必要なので、その両方をうまくやれるようにする体制のためには障害別のハブ拠点が必要に思います。 | 今後、具体的な事業については障害者計画等の策定に合わせ検討して参ります。 | — |
| 41 | 第5章(2) | 18,19 | どこに相談すればよいのかわかりにくいのが現状です。また、どのような支援が受けられるのかも、なかなか理解しにくいです。 そして、相談や支援を受けるためには、何度も様々な場所に通わなければなりません。障害や障害児を抱えた状況では非常に負担です。 区役所での手続きがワンストップ化されたように、相談と支援(支給)の申請も同様にワンストップ化をお願いします。 | 相談場所の分かりにくさや様々な場所に行かねばならないことについて課題として認識しています。 なお、相談については障害の特性に合わせた、きめ細やかな対応が必要であり、専門性が求められることから、拠点的な相談機関の創出などにより、ワンストップで相談ができるよう検討して参ります。 | — |

| No. | 項目 | ページ | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
|-----|--------|-------|--|---|----|
| 42 | 第5章(2) | 18,19 | 相談支援体制のスーパーバイズ機能がほしいです。どうしても事業所単位で相談支援をやっていると偏ると思います。そのあたりを千葉市の相談支援連絡協議会と県の相談支援連絡協議会と連携ができるとよいと思います。 | 今後、具体的な事業については障害者計画等の策定に合わせて検討して参ります。 | — |
| 43 | 第5章(2) | 18,19 | 一連の相談、支援(支給)の申請に関して、非営利、営利を問わず民間のリソース(資源)の活用をご検討ください。例えば、民間のカフェや食堂を相談と申請の窓口とするなどの活用方法とその人材の育成をご検討いただきたい。 | 今後、具体的な事業については障害者計画等の策定に合わせて検討して参ります。 | — |
| 44 | 第5章(2) | 18 | ネットワーク構築の一要素に行政書士を加えてほしい。 | 障害者支援にあたっては、多職種、他業種によるチームでの支援が必要と考えており、今後、具体的な連携体制について検討して参ります。 | — |
| 45 | 第5章(2) | 18 | 下から2行目「(略)負担軽減と機能強化を図り、障害者の(略)」とあるが、「(略)機能強化を図り、必要に応じて障害者の(略)」としてはいかがか。 | 課題で示したように、相談支援専門員一人が抱える件数が膨大であり、本来、求められている障害者の生活全般に関わることが困難な状況を踏まえ、負担軽減と機能強化を行うことを示しています。 | — |
| 46 | 第5章(2) | 19 | 2行目「障害福祉サービスを利用しない…」について、前問同様「チームケア」は、「必要に応じて」利用するものである点に留意が必要と考えるが、いかがか。 | 障害福祉サービスを利用しない障害者に対するチームケアの方法について、検討すべき課題と認識しており、対応方針に位置づけたものです。 | — |
| 47 | 第5章(3) | 20 | 「障害福祉サービス」について一般用語化しているが、サービスの意味を顧慮し、例えば「障害便宜アクセシビリティ」と変更する。サービスの語の持つ恩恵的な意義を変更し、この領域の活動で客観的に必要ならば権利として実施可能とするよう変更してはいかがか。当領域は財源の制約から縮小が予想されるが、最小限は永続的に実施可能となる。 | 法令等で示されている用語で、全国共通で使用されており、本市独自に新たな用語に置き換えることはサービス提供や事業者参入など様々な面から混乱が生じることが想定されることから、引き続き「障害福祉サービス」を使用して参ります。 | — |
| 48 | 第5章(3) | 20 | 通常学級在籍の子には加配職員(正規に教員ではなくても、非常勤でも)を配置することでインクルーシブ教育を目指して欲しいと思います。特別支援学級でも教員の配置を増やしてください。 | 今後、具体的な事業については障害者計画等の策定に合わせて検討して参ります。 | — |
| 49 | 第5章(3) | 20 | 最大の課題は「医療」にあると思います。医療についての専門性や、医療者を雇用するコストなど民間の福祉サービス事業所が取り組みにくい支援については、行政が主体となり、市内の事業所を牽引して欲しいと願います。 | 今後、具体的な事業については、障害者計画等の策定に合わせて検討して参ります。 | — |
| 50 | 第5章(3) | 20 | 外出支援事業のうち重度の障害者対象の行動援護については、支援できる資格保有者が限られており需要に対する供給が伴わない状況にあります。これは障害者の外出機会促進にも資するものであり、有資格者の雇用を促進するためには処遇上の改善が欠かせない状況にあります。 | 個別事業に係る課題については、随時、検討して参ります。 | — |
| 51 | 第5章(3) | 20 | 短期入所事業は既に行われておりますが、利用可能な事業所や所在地など利用し難いように感じています。本計画での検討項目に入れるようお願いいたします。 | 個別事業に係る課題については、随時、検討して参ります。 | — |
| 52 | 第5章(3) | 20 | 重度な障害のあるお子さんのほうが軽度な障害のあるお子さんより支援が受けにくい現状は重点化が必要に思っております。 | ご意見のとおり、重度の障害があるお子さんも必要なサービスを受けられるよう、不足しているサービスには、何らかのインセンティブを付与する等の支援策を行うことを検討して参ります。 | — |
| 53 | 第5章(3) | 20 | 短期入所の充実(送迎を含む)、通所の送迎の充実は重要に思います、さらには通学の支援、その後の就労の通勤の支援が必要かと思えます。送迎加算がリフト車を使うような方とそうでない方で同じだと、リフト車をつかうような大型の車いすのような人は送迎をしてもらいにくいと思います。それが理由で通所や短期入所ができなくなっているところには支援が必要に感じます。 | 個別事業に係る課題については、随時、検討して参ります。 | — |
| 54 | 第5章(3) | 20 | 下から7行目「…必要な対応について、効果等を検討の上…」について、「効果、効率等」としてはいかがか。財源も重要であるため。 | 新たな事業の検討にあたり、効率性が必要な場合、その観点も視野に入れて検討して参ります。 | — |
| 55 | 第5章(3) | 20 | 下から2行目「私立幼稚園等」とされているが、「私立保育所等」としてはいかがか。私立幼稚園は園児が減少しているが、看護者にとって必要なのは、幼稚園の教育機能よりも、保育所の保育や長時間の預かりといったサービスであるため。なお、一般の親の保育所へのニーズは、廃園の続く幼稚園より遙かに大きい。 | 本市では、障害児の入所については市立・私立問わず全保育所(園)において、原則受け入れることとしておりますので、私立保育所は同ページ下から3行目の「本市の保育所(園)」に含まれます。 | — |

| No. | 項目 | ページ | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
|-----|------------------|-------|--|--|----|
| 56 | 第5章(3) | 20 | <p>《課題》【内容を追加】「○特に、医療ケアが必要な児童(園児)については、庁内関係部局との一層の連携を通じて、現状とニーズの把握・共有し、課題解決策の検討が必要です。」</p> <p>前項の「受け入れが出来ない場合があります」との表現では、極めて例外的な事例のみ該当する印象があります。特に「医療的なケアが必要な児童」については、平成28年度から幼保運営課に配置された巡回看護師が対応に当たる等の措置が取られていますが、幼保運営課の課題認識程度と医療的ケアが必要な児童を子にもつ保護者等が望む制度の現状には依然、大きな乖離があります。このため、改めて「医療的なケアが必要な児童(園児)」について課題認識のため、本指針案に明記するとともに、関係部局との連携による課題解決策の検討にあたることを明記すべきと考えます。</p> | <p>ご意見を踏まえ「○ 特に、医療的ケアが必要な障害児や発達障害児については、庁内関係部局との一層の連携を通じて、現状とニーズの把握や情報を共有し、課題解決策を検討する必要があります。」を追記します。</p> | ○ |
| 57 | 第5章(3) | 20 | <p>《対応方針》【内容の拡充】「本市の保育所(園)、小中学校及び子どもルームについては、引き続き障害のある児童も通うことができるよう、先進的なモデル事例や他自治体の効果的な事例等を参考にするなど、幅広い検討を通じた取り組みを一層推進させます。(略)」</p> <p>「医療的なケアが必要な児童」については、厚生労働省障害保健福祉部による先進的なモデル事例の取り組みや、他自治体(政令指定都市クラス)において、完全保育の受け入れ体制を整えるなど、ニーズに応じたきめ細やかな体制整備が進みつつあります。千葉市においても、国や全国的な取り組みの動向と連動して、効果的な施策を展開できるよう、本指針に明記すべきであると考えます。</p> | <p>ご意見を踏まえ、「○ 本市の保育所(園)、小中学校及び子どもルームについては、引き続き障害のある児童も通うことができるよう、先進的なモデル事例や他自治体の効果的な事例等を参考にするなど、幅広い検討を通じた取り組みを一層進めていきます。」に修正します。</p> | ○ |
| 58 | 第5章(3) 第5章(6) | 20,26 | <p>身体障害であっても、発達障害であっても福祉施設や教育面でも個別対応できるよう人的、物的環境を整えてください。</p> | <p>障害者福祉に関するニーズが多様化していることから、今後、個別対応を踏まえた具体的な事業について障害者計画等の策定に合わせて検討して参ります。</p> | — |
| 59 | 第5章(4) | 22 | <p>現在開設されているグループホームにおいて、世話人が不足し運営に困難な状況を見聞します。福祉事業所の従事者処遇改善策に、グループホーム世話人対象の処遇改善をぜひ加えることをお願いします。このことがグループホームの開設促進の一助になると考えます。</p> | <p>個別事業に係る課題については、随時、検討して参ります。</p> | — |
| 60 | 第5章(4) | 22 | <p>重度の障害児者の人工呼吸器利用者の受け入れや通所場所・医療型入所・短期入所・送迎が足りません。課題を解消するために桜木園の規模拡大を今後検討していただきたいをお願いします。</p> | <p>ご意見を踏まえ「○ 特に、重度の障害者に対応するグループホームの開設を促進するための支援策を実施します。また、グループホームへの入居が困難な障害者に対応した居住場所について検討します。」に修正します。</p> | ○ |
| 61 | 第5章(4) | 22 | <p>重度の障害児者が自立するための住まいの場としてグループホームに加え医療型入所施設を加えていただければと思います。</p> | <p>ご意見を踏まえ「○ 特に、重度の障害者に対応するグループホームの開設を促進するための支援策を実施します。また、グループホームへの入居が困難な障害者に対応した居住場所について検討します。」に修正します。</p> | ○ |
| 62 | 第5章(4) | 22,23 | <p>現在の災害発生時の避難体制は知的障害児者の保護者にとって、初動時から一時避難所に向かうことは考えられません。人ごみの中で静かに避難していることは至難であり先ずは車内泊を選ぶのではと思われれます。この場合、福祉避難所開設の情報をどのように入手できるのか、直接指定福祉避難所へ向かうとどのような混乱を生じる状況を招くのか想定することもできません。</p> <p>市内の各障害福祉事業団体と千葉市当局との合同で、災害時初動体制についての話し合いをしておくことが必要でないかと提言します。</p> <p>避難生活以前にどのようなステップで福祉避難所に辿り着けるか具体的にご検討をお願いします。</p> <p>既に契約している福祉避難所とこのような状況について検討済みであれば、避難方法の周知をお願いします。</p> | <p>ご意見を踏まえ、災害時の避難体制について具体的な検討を進めてまいります。</p> | — |
| 63 | 第5章(5) | 24 | <p>障害のある方達が就労に付きやすい仕組みを作ってください。</p> | <p>本指針において、就労支援の充実を個別課題の一つと位置づけており、今後、具体的な事業については障害者計画等の策定に合わせて検討して参ります。</p> | — |
| 64 | 第5章(5) | 24 | <p>特別支援学校を卒業する方でA課程の方が勉強しても生活介護しかない状況で、通いの面で難しく就労につながらない現状を進路の先生から伺いました。知的障害のない医ケアなどの重度な障害をおもちの方の就労などを考えていく必要があるかなと思っています。在宅人工呼吸器が保険適応化された2004年以降のお子さんが今後どんどん地域に出てくることに備えるために中長期計画にそのあたりのことを入れていただくのが良いのかと思います。</p> | <p>今後、具体的な事業については障害者計画等の策定に合わせて検討して参ります。</p> | — |
| 65 | 第5章(5) | 24 | <p>《対応方針》について、旧来の授産施設は、個人では飾りや消耗品を購入した程度ではないか。ウェブでサービスを提供することがこれからの一般的業務である(給与が低くないとは限らないが)。在宅でコンピュータ訓練を認め、健常者と同じの講習を受講してはいいかがか。</p> | <p>現在、障害者を対象とした職業訓練の一環として、コンピュータ操作などの講座が実施されており、障害者の就労支援における個別事業のメニューの充実として検討して参ります。</p> | — |

| No. | 項目 | ページ | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
|-----|--------|-------|--|--|----|
| 66 | 第5章(6) | 26 | 医療機関、警察等への理解を求める活動は保護者団体等が行っていますが、市としても医師会や、警察等への働きかけをしてほしい。 | それぞれの障害種別にあわせて対応できる人材を育成する必要があると認識しており、関係団体と協議しながら、研修等の取組みを支援して参ります。 | — |
| 67 | 第5章(6) | 26 | 行政書士の活用について追記してほしい。 | 障害者や家族への支援にあたっては行政書士等との具体的な連携方法等を検討して参ります。 | — |
| 68 | 第5章(6) | 26 | 《課題》【表記を追加】「(略)研修等を通じて見識を高め、(略)」 見識を高める手法は、研修のみならず、多様な手法が考えられます。ここでは、手法を限定せず、「等」として幅をもたすべきであると考えます。 | ご意見のとおり「また、福祉分野はもとより、医療、教育、労働等の他分野の関係者について、研修等を通じて見識を高め、(略)」に修正します。 | ○ |
| 69 | 第5章(6) | 26 | 《対応方針》【内容を追加】「本市における障害者福祉行政を担う人材の育成のため、市職員への研修等を積極的に実施します。また、本指針における基本目標を円滑に達成するために、従来の枠組みに捉われない人事交流やスピード感のある人材育成制度の在り方についても幅広く検討します。」 本指針案が第4章(2)で掲げるように、専門的な人材の育成は急務です。このため、従来の組織・分野の枠組みを超えた出向人員派遣・出向者受け入れによる人事交流や人材育成制度の在り方等の検討を本指針に明記し、各次計画と指針での具体化を検討できるようにすべきと考えます。 | 今後の個別事業の検討にあたってのご意見として承ります。 | — |
| 70 | 第5章(6) | 26 | 障害福祉事業者メープルリーフは年1回移動介護従事者養成研修講座を開催し、毎回十数名の受講生を迎え実施しています。これはすべて自前でしており場所も稲毛区長沼原勤労市民プラザの一室を借用していますが、何らかの形で千葉市の後援が得られれば受講生の負担を多少は軽減できる、あるいは内容の一層の充実が図れると思えます。 | 人材育成の課題に係るご意見として承ります。 | — |
| 71 | 第5章(6) | 26 | 障害があっても普通学級で学びたい子も増えていますが、入学後に学校の対応が悪いケースがあります。 担任に任せきりにせず、学校全体で対応すること、教員への研修等が必要です。福祉部門と教育委員会の連携をすすめてほしいがどうか？ | それぞれの障害種別にあわせて対応できる人材を育成するため、関係団体と協議しながら、研修等の取組みを支援して参ります。 | — |
| 72 | 第5章(7) | 27,28 | 対応方針に学校や保育園、幼稚園などの教育関係者への理解促進も含めてください。 | それぞれの障害種別にあわせて対応できる人材を育成するため、関係団体と協議しながら、研修等の取組みを支援して参ります。 | — |
| 73 | 第5章(8) | 29 | 《対応方針》【項目記載順の変更】第2項の「既存事業が、事業本来の(略)」を第1項に変更して、上位項を以下順に繰り下げることを検討してください。 本指針案第3章第4項で掲げるように、障害福祉施策関連事業費の増大への対応は急務です。本指針案で掲げられている対応方針のうち、いちばん即効性が期待される項目を第1項として掲げるべきと考えます。 | ご意見のとおり、《対応方針》の2項目めの文章を1項目めに修正します。 | ○ |
| 74 | 第5章(8) | 29 | 《対応方針》【内容の追記】「既存事業が、事業本来の目的に沿って適正に給付されているか確認を徹底します。また、各事業費区分のうち、法定制度の範囲内で実現可能な間接コスト低減について検討を行います。」 各事業費区分のうち、特に「補装具・日具」、「社会参加促進事業」においては、間接的なコストの低減により改善できる余地があると考えます。本文言を明記することで、既存事業に含まれる間接的な隠れたコストの低減について、各次計画での具体化を検討できるようにすべきと考えます。 | 間接的なコストの課題については、個別事業の適正給付に係る確認にあたって、必要に応じて検討して参ります。 | — |
| 75 | 第5章(8) | 29 | 既存事業の検証・見直しについて、ゼロベースですべての事業について行い、例えば、下から10%は廃止し、40%は一切の増額を認めない等としているか。政府は事業仕分けを経験しているが、その仕組みを取り入れるべきである。 | 既存事業の検証・見直しにあたっては様々な手法があると考えており、一つの手法の提案として承ります。 | — |
| 76 | 第6章(1) | 30 | 第6章(1)【内容の修正・追記】「本指針の方向性と障害者計画等の進捗状況に関し、福祉、保健・医療、雇用、教育等の様々な分野の庁内関係部局との連携により、事業を実施します。また、事業の実施状況や進捗状況等に関しては、できるだけ分かりやすいようにして、ちば市政だよりやホームページなどを通じて、幅広く積極的に情報提供を行います。なお、毎年の事業内容は、千葉市障害者施策推進協議会に報告のうえ、評価・検証を受け、今後の事業展開に反映させます。」 本指針の評価・検証に関わる進捗等の報告は、千葉市障害者福祉協議会だけでなく、広く市民や障害者本人およびその家族等と関係機関、団体等に伝わるよう、できるだけ分かりやすく工夫して幅広く周知する必要があると考えます。中長期指針に明記することで、長期にわたり、一貫性のある評価・検証のサイクルが構築されることを期待します。 | 情報提供の内容や方法について、今後の参考とさせていただきます。 | — |

| No. | 項目 | ページ | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
|-----|--------|-----|---|---|----|
| 77 | 第6章(1) | 30 | <p>【内容の修正・追記】「障害者団体や関係機関等から意見を聞くとともに、各次計画におけるパブリックコメントや実態調査の実施、ならびに「市長への手紙」を通じた意見、その他に実施するあらゆる機会を総動員して、本市における障害者福祉分野の動向やニーズの把握を行い、事業展開の反映に努めます。」</p> <p>関係諸機関からの意見要望のみならず、市民自治推進課および広報広聴課と連携して、積極的な動向やニーズの把握を展開する必要があります。また、「動向やニーズの把握に努める」ではなく、「事業展開の反映に努める」と一歩踏み込んだ姿勢を示し、本指針において明記することを期待します。</p> | <p>ご意見を踏まえ「○ 障害者団体等の関係団体や関係機関などから意見を聞くとともに、実態調査などのほか、様々な機会を通して、本市における障害福祉分野の動向やニーズを把握し、事業展開への反映に努めます。」に修正します。</p> | ○ |
| 78 | 第6章(2) | 30 | <p>【内容の追加(第2項を新設)】「必要に応じて、各次計画の枠を超えた作業部会(ワーキンググループ)の設置等により、機動的かつ効果的な課題解決に向けた体制構築も検討します。」</p> <p>本指針策定の背景・目的の達成に向け、柔軟かつ臨機応変な体制を整備するために、重点的な議論・検討が必要なテーマについては、必要に応じて私的諮問機関等の設置を本項に明記することで、各次計画において、本指針の効果的な実行および展開が期待されると考えます。</p> | <p>ご意見を踏まえ「必要に応じて、課題解決に向けて、機動的かつ効果的な検討組織の設置を検討します。」を追記します。</p> | ○ |
| 79 | — | — | <p>その他【パブリックコメントの周知方法の工夫】本指針のような重要なパブリックコメントを募集する際には、ちば市政だよりや千葉市ホームページに加え、福祉施設機関、団体、障害者施設にもチラシや冊子の形にして、配布等の周知を行うことを検討してください。</p> <p>千葉市のパブリックコメントに対する回答状況(提出数等)は、一部の先進的な取り組みを進める政令指定都市と比較して、圧倒的に少ない現状にあります。</p> <p>貴課においては、高齢障害部内各課はもとより、市民自治推進課および広報広聴課との連携を一層密にして、より効果的なパブリックコメントの募集・周知手法の検討が必要であると考えます。取り組みの好事例のひとつとして、神奈川県横浜市保健福祉局障害福祉部の取り組みを参考にしてください。</p> | <p>ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p> | — |